公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６７６号
静岡県焼津市大覚寺143番地の１　第２コロナハイツＡ101、旧住所静岡県焼津市本町１丁目６番28号
債務者　鈴木　紀子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７７号
静岡県焼津市大覚寺143番地の１　第２コロナハイツＡ101、旧住所静岡県焼津市本町１丁目６番28号
債務者　鈴木貴一朗
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８７号
広島市東区牛田早稲田３丁目10番１―201号
債務者　榊原　正博
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　端野　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４８号
広島市安佐北区あさひが丘１丁目18番３―２号
債務者　片嶌　幹生
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　幸輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後４時
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７３号
広島市安佐南区東野２丁目11番７―５号
債務者　升岡　一憲
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８９１号
大阪市大正区三軒家東１丁目12番22―904号
債務者　大森　呂和
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横尾　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６号
三重県伊賀市桐ケ丘５丁目309番地
債務者　亀山　幸二
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中谷　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８０号
三重県名張市長瀬628番地
債務者　永岡　伸之
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５５６号
兵庫県姫路市東延末１丁目38番地　メゾンファイブ松本201号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町木村692番地の11
債務者　吉村　　亨
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　政希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７９号
山梨県甲府市古上条町804番地６
債務者　河口　一郎
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新里　清高
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３７３号
大阪府箕面市牧落３丁目15番14号
債務者　西村　　直
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井川　慶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９３号
大阪府茨木市水尾１丁目19番12号　西田メゾン201号
債務者　西田　昌治
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仁張　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１４号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目６番６―402号
債務者　酒食炉端焼よろこんで～こと　小田　誠
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　康太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２号
堺市南区御池台１丁35番13号
債務者　長廣　　剛
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻井　康平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２号
静岡県御殿場市印野1827番地の９
債務者　勝又　　高
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４１７号
静岡県御殿場市印野1827番地の９
債務者　勝又　康子
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係